

YAIZU LITTLE FIGHTERS 細則

第1章 入団・退団

第1条（入団）

本団への入団は、代表の承認により認められる。

第2条（退団）

団員の退団は、保護者が代表に申し出ることにより認められる。

退団後は本団の活動に参加できないものとし、未納の月謝等がある場合は、退団にかかわらず支払義務を負う。

なお、既に支払い済みの月謝については返金しないものとする。

第2章 役員・運営体制・月謝

第3条（役員の役割と兼務）

本団の役員は以下の通りとする。

- 代表：団の最高責任者として運営全般を統括し、方針決定と全体の調整を行う。
- 指導者：練習・大会の指導と管理を担い、選手の育成に責任を持つ。渉外（大会主催者・他団体等との連絡）も指導者が担当する。
- 事務局：会計管理、スケジュール調整、事務手続きなど、指導以外の団の運営全般を担い、団の活動を支える。

保護者がこれらの役職を兼務することも可能とする。それ以外の保護者は原則として団の運営には関与しないものとする。

第4条（運営体制）

役員は連携して円滑な運営に努めるものとし、団の活動が円滑かつ安全に行われるよう責任を持って対応する。

第5条（月謝）

月謝は2,000円とし、月謝袋に入れて前月末までに事務局へ納入する。まとめ払いも可能とし、未納時は事務局より連絡し対応する。

第3章 練習

第6条（練習時間・場所）

原則として以下の時間・場所で練習を行う。

- 火曜 18:00～19:30 焼津中央高校
- 土曜 祝日 9:00～12:00 または 13:00～16:00 焼津中央高校ほか
- 日曜 9:00～12:00 焼津水産高校ほか

ただし、実際の練習日時および場所については、都度チームからのスケジュール連絡に従うこと。

第7条（持ち物）

各家庭で以下を用意すること。

- レスリングシューズ（低学年はひもの固定用テーピング推奨）
- 練習着（Tシャツ・短パン等）
- アンダーウェア（女子は体型や年齢に合ったもの、男子は任意）
- タオル・水分
- 室内用ほうき（各家庭1本）
- 消毒用雑巾（オスバンまたはハイターに浸し絞ったもの）

第8条（集合・清掃）

練習開始20分前に集合し、全員で掃き掃除及びマット清掃を行う。マット清掃は皮膚感染症予防のため必須である。

第9条（欠席・遅刻の連絡）

練習を欠席・遅刻する場合は、土日祝の練習に限り、必ず事前にグループLINEへ連絡すること。平日練習においては、連絡は不要とする。

第10条（施設利用マナー）

高校の施設は常に清潔に保ち、マナーを守って使用すること。駐車場は必ず指定された場所を利用し、練習と関係のない備品には一切触れないこと。

第11条（練習・活動時の態度・行動）

練習に臨む態度や日常の行動に問題がある場合、または以下に示すような不適切な行為があった場合には、指導者の判断により、練習の中断や一定期間の練習参加停止などの対応を行うことがある。

- 練習に対する意欲が著しく低い

- 指導者の指示に従わない、ふざけた態度をとる
- 他の団員に迷惑をかける言動をする
- 度重なる無断遅刻や無断欠席をする
- 練習前の清掃や準備を怠る、協力しない
- 身だしなみが悪い（服装や髪型などの不適切な状態）
- 施設の利用マナーが悪い

第 12 条（外部練習への参加）

外部練習への参加は、代表の許可を得た場合に限り認められる。高校合同練習については、中学生および体重・技術が一定レベル以上に達していると代表が認めた小学生に限り参加を許可する。

第 4 章 大会出場

第 13 条（大会参加）

大会への出場は、団員の技術や心身の成長段階を踏まえ行う。出場の可否は、団員および保護者と指導者が相談の上、最終的に代表が判断するものとする。大会出場に際しては、参加費・交通費等の実費を各家庭で負担すること。

第 14 条（試合用備品）

大会に出場する際は、規定に準拠した赤色および青色のシングレットおよびアンダーウェアを用意すること。

第 15 条（大会注意事項）

- 出場に向けて体調管理を徹底すること。大会前に皮膚疾患（白癬菌、ヘルペス、とびひ、水イボ等）がある場合は、必ず指導者に報告し、医師の診断を受けること。また、保護者も皮膚疾患に関する基礎的な知識を身につけておくこと。
- 爪は短く切り、身だしなみを整えておくこと。髪の毛の長い団員は、必ず髪を束ねるなど適切に処置すること。
- 計量を伴う大会においては、体重管理の基本的責任は保護者が負い、指導者は出場階級に応じた補助を行う。無理な減量は原則として行わず、減量が必要な場合は、保護者および代表の確認・同意を得たうえで進めること。

第 5 章 保護者対応・秩序維持

第 16 条（保護者協力について）

練習当番制度は設けていないが、イベントや大会運営においては、必要に応じて一部保護者に協力をお願いする場合がある。

第 17 条（保護者間の秩序）

保護者間の対立や不和を招く言動（私的なトラブルや不適切な行為を含む）は禁止する。陰口や排他的な言動など、団の雰囲気や乱す行為もこれに含まれるものとする。

第 18 条（指導干渉の禁止）

練習や試合中の保護者による過剰な指導干渉を禁止し、必要に応じて退室を求める。保護者が練習に参加することは妨げないが、自分の子どもに対する過干渉は控えること。

第 19 条（抗議・要望の取り扱い）

運営関係者（代表・指導者・事務局）への執拗な抗議や繰り返しの異議申し立ては、原則として受け付けないものとする。これには、指導内容に関するクレームも含まれる。

当団は、一人ひとりの成長や団の運営をよりよくすることを心がけており、運営への過度な負担や混乱を防ぐためにこの規定を設けている。

ただし、代表が必要と認めた場合には、例外的に適切な対応を行うものとする。

第 20 条（営利活動の禁止）

本団内における保護者による営利目的の物品販売、勧誘、営業行為等は一切禁止する。

第 21 条（規則違反の対応）

保護者が規約や細則に違反し、本団の秩序を著しく乱す行為があった場合、代表の判断により、当該保護者の参加資格を停止または禁止することができる。

本団の活動は保護者の協力を前提としており、保護者が参加資格を失った場合は、その保護者に属する団員も退団扱いとする。これらの判断に対して異議を申し立てることはできない。

第 6 章 免責事項

第 22 条（一般免責）

本団は、活動中、移動中、遠征中、送迎時、宿泊時等に発生した事故、負傷、疾病、死亡、第三者とのトラブル、器物損壊等について、故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負わない。

第 23 条（送迎時の責任）

送迎や遠征に際し保護者の車両を利用する場合、その管理および運行責任は当該運転者に帰属し、本団は一切の責任を負わない。

第 24 条（私物の管理）

活動中の個人所有物の紛失、盗難、破損について、本団は一切の責任を負わない。

第 25 条（写真・映像の取扱いおよび SNS に関する責任）

- 本団の活動中に、代表・指導者・事務局等の運営関係者が撮影した写真や映像は、広報・記録・報告等の目的で、本団のウェブサイト・SNS・印刷物等に使用する場合がある。
これらの使用については、入団時または説明会等において提出された別途同意書に基づき、保護者の同意があるものとする。
- 団員および保護者が個人で撮影した写真・映像を SNS 等に掲載する際は、他の団員・保護者・指導者の肖像権やプライバシーに十分配慮し、事前に本人または保護者の許可を得ること。
- 写真や映像の無断転載、無許可の公開、加工や拡散等により問題が生じた場合は、当事者が責任を負い、本団は一切の責任を負わない。
- 本団が不適切と判断した投稿や掲載行為については、削除の依頼やその他必要な措置を講じることがある。また、削除依頼があった投稿についても、内容を確認のうえ、必要に応じて本団にて対応の可否を検討するものとする。

第 26 条（安全管理と責任）

団員および保護者は、練習や大会において自己および他者の安全確保に努め、危険行為や不注意による事故防止に十分注意しなければならない。

指導者および運営側も、指導・運営上の安全管理に十分配慮し、事故防止に努めるものとする。

また、すべての関係者は、健康管理にも留意し、安全に本団の活動が行えるよう協力するものとする。

附則

この細則は、令和 7 年 7 月 21 日より施行する。